

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和7年6月20日 開会時間・午前・午後10時42分 閉会時間・午前・午後00時20分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議員発議について ・ハラスメント条例について ・その他 	

【開会＝午前 10 時 42 分】

後藤國弘議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

では、傍聴を許可します。

まず、議員発議のうち、「羽島市議会傍聴規則の一部を改正する規則」について、議会運営委員会より報告をお願いします。

南谷佳寛議会運営委員長

「羽島市議会傍聴規則の一部を改正する規則」について、お手元に配付してありますように改正案をお示ししてあります。

この改正は、全国市議会議長会から同規則の一部改正に関する報告書が送付され、改正案が示されたことによるものです。平成 3 年以降改正されていなかった同規則を、時代の経過とともに、一般的に使用されている文言や社会情勢を反映した規則へと改正したものです。

なお、この規則改正案は、皆様のご了承が得られましたら、最終日に議会運営委員会から発議する方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

後藤國弘議長

ただいまの報告について、何かご意見などはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

後藤國弘議長

続きまして、「羽島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規定の一部を改正する規定」について、議会運営委員会より報告をお願いします。

南谷佳寛議会運営委員長

「羽島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規定の一部を改正する規定」について、これもお手元に配付してありますとおりです。

これは、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に伴い、規定中の「健康保険証」を削るとともに、所要の整備を行ったものであります。

後藤國弘議長	<p>この条例施行規定改正案は、皆様のご了承が得られましたら、議長名で公布する方法で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご意見などはございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>続きまして、羽島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規定について、議会運営委員会より報告をお願いします。</p> <p>羽島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規定について、お手元に配付してあります。</p> <p>これは地方自治法の改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化と緩和がなされたことによるものです。全国市議会議長会から参考例が提示され、その参考例を基に、羽島市議会用に整備し制定するものです。</p> <p>内容としましては、請負状況の一定事項を議長に報告し、議長がこれを公表することなどを定め、議員の請負状況の透明性を確保することを目的とするものです。</p> <p>なお、条例の制定案については、皆様のご了承が得られましたら、最終日に議会運営委員会から発議する方向で進めてまいります。</p> <p>また、条例施行規定案は、皆様のご了承が得られましたら、議長名で公布する方向で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご意見などはございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>続きまして、羽島市議会ハラスメント条例について、議会運営委員会より報告をお願いします。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>「羽島市議会ハラスメント条例」について、これもお手元に資料を配付してあります条例案のとおり、制定に向けて進めたいと考えております。</p> <p>3月24日の全員協議会において条例の方向性が決定さ</p>

後藤國弘議長	<p>れ、その方向性をもとに議会運営委員会で案を作成いたしました。この案について、議会運営委員会では全員協議会の場でご協議願いたいとの結論となりましたので、よろしくお願ひいたします。</p>
議会総務課員	<p>事務局から補足の説明があるとのことですので、事務局、お願ひします。</p> <p>長くなりますが、1条ずつご説明させていただきます。20分程度、説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。では、羽島市議会ハラスメント条例資料一式という資料をお開きください。</p> <p>まず1ページ目、第1条からご説明します。この条例は、第1条から第8条までは用語の定義、条例の目的、各者の理念的な責務を記載しております。そして、第9条以降は、実際にハラスメントが発生したときの具体的な対応など、実効性のある部分について規定をしております。まず、第1条から第8条までについてご説明します。</p> <p>第1条の目的について、この条例は、羽島市議会議員もしくは羽島市議会議員になろうとする者が関係するハラスメントの防止に関して必要な措置を講じ、それによって快適な職場環境を確立することで、市民から信頼される議会の実現に資することを目的としております。</p> <p>ここでいう「議員になろうとする者」というのは、今回は「票ハラスメント」の対象とするため、議員ではない段階、立候補段階を対象とするために、他市を参考にこのような文言を入れさせていただきました。</p> <p>また、「関係する」という表現については、議員や議員になろうとする者が加害者になる場合だけでなく、被害者になる場合も含めて、その人たちが関係するという意味で「関係する」という文言にしております。</p> <p>これによって、議員などが関係するハラスメントを防止することで、快適な職場環境を確立することを目的とした条例であると、第1条で謳っております。</p> <p>次に、第2条（用語の定義）についてです。こちらは抜粋してご説明させていただきます。</p> <p>まず「職員」について、こちらは市長、副市長、教育長と、羽島市から給料を受け取っている全ての職員を対象としております。</p> <p>「議員になろうとする者」は先ほどご説明したとおり、立候補したり、立候補しようとしている者になります。</p>

「職場」について、この条例は職場環境を快適にするための条例ですので、そもそも「職場」とは何を言うのかということの規定しております。こちらは他自治体を参考にした規定で、勤務場所を限定せず、議員や職員が活動する全ての場所を職場として定義しています。

「相談者」、「行為者」については、ここに記載してあるとおりで、被害者のことを「相談者」、加害者のことを「行為者」と表現しております。

次に、第3条では特にハラスメントについての用語の定義をしております。これは、(1)から(5)までは、他自治体や法令の定めを参考にしております。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、SOGI ハラスメント、その他のハラスメントという形で、条例を作る場合は一般的に規定されているものをここで列挙しております。

基本的には、職場環境を害する行為ということをそれぞれ定義することで、私的活動を制限しないという規定となっております。ただし、(2)のセクハラは、法令において、職場外における性的な言動もセクハラであるとされておりますので、こちらは職場外も含まれるものとなります。

最後の(6)票ハラスメントについては、上記で挙げた様々なハラスメントについて、市民から議員などに対して行われるものであると定義しております。

次に、第4条(適用範囲)についてです。第3条で示したハラスメントについて、どういったケースでこのハラスメントが適用されるのかということ限定しています。

(1)は議員間のハラスメント、(2)は議員と職員の間ハラスメント、(3)は市民から議員または議員になろうとする者へのハラスメントと規定しております。

ただし書きとして、「市民から議員または議員になろうとする者に対するハラスメントについては、第9条以降の適用を受けないものとする」と規定しております。

第9条以降は具体的な処分について、具体的にハラスメントが起きたときの対応について記載してあると申しあげましたが、その部分については、票ハラスメントは理念条例にとどまるため、そのような適用を受けないようにするために、このただし書きを設けております。

次に、第5条は議長の責務が記載してありまして、これは他自治体をそのまま引用しました。相談体制の整備や、ハラスメントが実際に発生してしまった場合の必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないということの規定

しております。

次に、第6条が議員と議員になろうとする者の責務を記載しております。こちらでは、議員と議員になろうとする者は、ハラスメントを行ってはならないという禁止規定を設けております。

続いて3ページ目ですが、第7条と第8条には職員と市民の責務が書いてありまして、これはハラスメントの防止に努めなければならないという努力規定にしてあります。

議員のほうが一番厳しい禁止規定にした理由としては、あくまでも理念にはなりますが、市民に対して票ハラスメントをやめてもらう規定を設けている以上、議員は同じ努力規定ではなくて、より厳しい規定を設けさせていただいたということになります。細かい文言は、他自治体の規定を参考に記載しておりますので、説明は割愛します。

前回の全員協議会において、議員側から市民へのハラスメントについても規定をするべきではないかというご意見がございました。確かにそのとおりではあるんですが、この条例に関しては、被害者側の快適な職場環境を確保するための条例となります。

そのため、仮に市民を含めたとしても、議員からその市民の職場でのハラスメントが対象となるもので、事例がかなり限定されるというところと、また、これは条例上の話ですが、記載方法が少々複雑になる気がいたします。

したがって、今回の条例案には、議員側から市民へのハラスメントは規定しておりません。今後、議員の具体的な行動指針等々を定められる場合は、そちらで行動指針として定められる形でもいいのではないかと考えております。

先ほど少し申し上げましたが、3ページ目の第7条と第8条、こちらについては職員と市民の責務ということで、ハラスメントをしてはならないということを努力規定で設けている規定になります。

ここまでの、条例の目的、用語の定義付け、関係者の理念的な責務についてのご説明でした。これ以降が実効性のある部分についての説明になります。

第9条に関しては後ほどご説明いたしますので、第10条（相談等の対応）についてご説明させていただきます。

これ以降は、相談窓口が事務局に設置されていて、事務局に相談者から相談があったというケースでご説明させていただきます。7ページ目をご覧ください。「ハラスメント事案への対応の流れ」という資料になります。

ここからは、条例に書くこと、また条例には書かないけ

れども要綱等で規定していく予定としていることを簡単にまとめたものなので、こちらについてご説明いたします。

まず、大まかな流れについてご説明します。

No. 1 で、議会事務局が相談者から相談等を受け付けます。そして、もし行為者へ何かしらの措置を要求するようなものであれば、相談者と行為者の双方に事情聴取を行います。ハラスメントの事実関係を聴取するもので、認定などをするわけではなく、あくまでも聴くということです。

No. 2 で、事務局がその結果を議長に報告します。

No. 3 で、議長は相談者の求めに応じて、議員で構成されるハラスメント対策委員会を設置し、そこでその事案について審議します。

No. 4 に記載されていますが、対策委員会は、事実関係の調査、ハラスメントの事実認定、被害防止措置の決定、その他議長が必要と認める事項を担当し、議長が任命した6名ほどの議員がこの事案を担当します。その委員会で出た結論を議長に報告します。

No. 5 で、議長は委員会から上がってきた報告をもとに、そのケースの対応を決定します。

次に8ページ目に移り、No. 6 で、当事者が委員会の決定に不服がある場合は、弁護士などで構成される第三者審査会に審議を依頼します。

No. 7 に書いてあるとおり、審査会はここに書いてあるような事務を行い、「これは本当にハラスメントだったのかどうか」ということを結論付けて、議長にそれを答申します。

No. 8 で、議長はその答申を受けて対応を決定します。

No. 9 で、例えば、議員が行為者になった場合は氏名をホームページに公表したり、職員が加害者の場合は、市長に対して適切な対応を行うよう求めるといふ、これが一連の流れになります。

7ページ目に戻っていただいて、詳細をご説明します。

まず、No. 1 で、議会事務局が相談者から相談を受け付けます。そして、行為者へ何かしらの要求をする、すなわち苦情や被害防止措置の要求をするような場合であれば、相談者と相手方の双方から事情聴取を行います。

2つ目の黒丸ですが、相談のみの場合についてです。相談というのは、困っていることを相談する場合で、相手へ具体的な要求をしない場合のことになります。この場合は、議会として加害者へ対応する必要がないことから、これ以降の具体的な対応はしないということになります。

議会として何か行動するのは、3つ目の黒丸の苦情・被

害防止措置の要求があった場合になります。これは、相談者個人で完結せず、相手方へも影響が出てくる話になるので、これ以降は議会として対応していく必要が出てきます。相談者だけの意見を聞いて対応を決めるわけにはいかないことから、行為者からも事実関係を聴取いたします。

これ以降、「相談者の同意の上で」とか、「相談者の意思を尊重して」といった言葉が度々出てくるのですが、これは、被害者保護・通報者保護の観点から必須の事項であると考えており、他自治体でもそのように規定されています。

被害者寄りに見えるかもしれませんが、最終的には第三者による公平な視点での審査によってハラスメントかどうか認定しますので、この被害者保護の部分に関しては、変更は難しいものとお考えください。

次に、No. 2の議長への報告についてです。No. 1で、相談者と行為者から事実関係の聴取を行った結果を、事務局から議長に報告をします。

以前の会議で、議会としてハラスメントの事案があったことを早期に把握すべきという意見がございましたので、2つ目の黒丸のとおり、相談等を受けた段階で、具体的な内容は説明せずに事案が発生したことだけを報告します。

次に、No. 3の対策委員会の設置に関してです。基本的に相談者が求めた場合だけ設置するものになります。

その理由としては、ここからは議会全体を巻き込んだ話となりますので、相談者がそこまで求めていない場合などに、例えば相手方の要求で対策委員会を設置できるようにすると、被害者が求めていないのに話がどんどん大きくなってしまいうということになりますので、それを防ぐためにこのような規定を設けております。

したがって、事実関係の聴取の結果、相手方の行為者がハラスメントを認められたとしても、相談者が大事にしたいくないというのであれば、議会としてはこれ以上の対応はできないということとなります。

また、議会を経由せずに第三者委員会に依頼するというのも、全員協議会ではそのような方向性で決まらなかったもので、羽島市議会を一度介すという形になっています。

次に、No. 4の対策委員会の事務に関しては、先ほど申し上げたとおりですので省略しますが、2つ目の黒丸のとおり、困難事案であれば、対策委員会を実質的に飛ばして、第三者審査会にそのまま委ねていくこともできる規定を設けております。

No. 5の1から3に記載されているとおりですが、ここか

らはハラスメントの事実があるなしに関わらず、対策委員会から議長に報告があった後の話になります。

議会が認定した結果に、相談者と行為者のどちらかが不服を申し立てた場合は、No. 6に移り、第三者審査会で諮問をする形になります。審査会は、弁護士3名で構成される団体が、審査をして議長に答申する形になります。

最後、No. 9に関してです。ハラスメントがあった場合として、まず職員が加害者で議員が被害者の場合に関しては、議会に処分する権限がないということで、執行部側に適切な措置を依頼します。

その際、執行部側でも条例を策定する義務がありますので、その条例に書かれているようなことに沿って適切に対応してくださいということを依頼します。

議員側が行為者の場合は、他市の事例を参考に、氏名を公表することが処分となります。それ以上の対応を求める場合はこの条例の枠外で行っていただくことになります。

また、相談者が同意した場合は、個人情報に配慮して、事案の詳細について議会だより等で公表していく形となります。

9 ページ目をご覧ください。先ほど説明を飛ばした、第三者相談窓口と第三者審査会についてご説明いたします。それぞれの設置に関することについて、皆様にご協議いただいて、できれば方針を決定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず9 ページ目、第三者相談窓口の設置に関してですが、全員協議会では相談窓口を設置する方向で話が進んでおりましたが、詳細をご説明しますので、再度ご検討いただきたいと思っております。

第三者相談窓口の設置先といたしましては、昨年視察に伺った川越市では、弁護士事務所とハラスメント相談をメインにしている財団法人に設置しておりました。

設置にかかる費用ですが、公益財団法人の場合は、大体羽島市の場合で年 42 万円ほどになります。弁護士事務所の場合、近隣市がそうですが年間 66 万円ということで、非常に費用が高額であるということです。

財団法人は、職員数によって金額が決まる仕組みですので、市全体のハラスメントを対象にした場合でも、議員が関係する部分だけを相談対象として設置した場合でも、金額としては変わりません。

弁護士事務所もそうですが、顧問料という側面がありますので、市全体のハラスメントを規定した場合でも、議員

の事案に限定した場合でも、そこまで金額に差は出てこないと考えております。

次に、議員が関係するハラスメントの割合についてですが、セクハラが問題となった川越市の場合で、大体全体の5%、残り95%が市役所執行部の内部で終わっているハラスメントになります。

総務省のアンケート結果を見ても、同じようなもので、議員が関係するハラスメントというのは、市役所の中の1%程度であるということが分かりました。

ここからすると、議会だけでハラスメントの第三者相談窓口を作るということは費用対効果の観点から難しいのではないかと考えたことを考えました。

したがって、執行部が第三者相談窓口を設置する場合は、そこに議会も相乗りさせていただくほうがいいのではないかと感じましたので、再検討をお願いします。

次に10ページ目になります。第三者審査会についてです。こちらに関しては条例を作る場合はおそらく必須になってくるかと思っておりますので、設置するかどうかを再検討していただくわけではなく、人選等々について検討していただきたいということでご説明させていただきます。

人選については、他市を参考にハラスメントに関して識見を有する者を3名選任する方法で考えております。弁護士などを想定しているんですが、他自治体の場合は弁護士、大学教授、人権擁護委員の各1名ずつ選任されております。

弁護士の選任方法としては、岐阜県弁護士会に推薦してもらう形を考えています。

次に委員の報酬についてですが、こちらは日当払いになりまして、実際に審査会の委員として出勤してもらった場合にお支払いするというので、金額はここに参考として1万3,600円と書かせていただいております。

これは他自治体を参考にしているんですが、羽島市の場合、同じ士業の医者が委員となる介護認定審査会委員というのがあるんですが、そちらが1万3,600円ですので、弁護士も同じ士業ということで参考にし、この金額にさせていただきます。

また、岐南町では、拘束時間が1時間を超えるような場合は、1時間ごとに1万1,000円を支給しております。

基本的には軽微な案件の場合は事務局が事実関係の調査を全て終わらせるつもりですが、相当激しいハラスメントだった場合は、調査自体もこの人たちにお問い合わせするケースがもしかしたら出てくるかもしれません。

そういった場合に、丸1日拘束して1万3,600円だと、受けてもらえない可能性がありますので、時給1万1,000円ということで追加でお支払いしていく規定にしております。

予算規模といたしましては、25万円ほど、1件あたり3日間程度の審議をしてもらうというところで、他自治体を参考に記載させていただきました。

最後に、11ページ目になります。本日決めていただきたいと思っているところは、まず第三者相談窓口の設置についてです。執行部とあまりコミュニケーションが取れてないので、執行部の第三者相談窓口を設置するかどうか分からないという前提で協議をいただきたいのですが、まず、執行部が設置する場合に、議会の分を入れてくださいと言うかどうかです。

また、もし執行部から「うちのうちでやる」と言われて拒否された場合には、お金がかかるけれども、議会単独の相談窓口を設置するののかも合わせて、先ほどの費用面も考えて決めていただきたいです。

次に執行部が設置しない場合、議会単独で相談窓口を設置するのかどうかです。これは先ほど申し上げたとおり、議会単独のハラスメントの案件は、市役所全体の1%から5%になりますが、執行部も含めて100%の場合と比較しても、そこまで費用に大きな違いは出ないだろうと思われまので、なかなか効率的ではない部分があります。

そのため、議会で窓口を作るので、執行部も使ってみてはどうかというようなことを、執行部に投げかけていくののかも含めて、お話しいただきたいと思えます。

第三者審査会についてですが、先ほど申し上げたような弁護士、学者、人権擁護委員などを軸に選任していてもよろしいかどうかという点。

日当額について先ほど根拠をお示ししましたが、この金額を参考に進めていってもいいのかどうかという点。

また、仮に執行部で第三者審査委員を選任する場合、他自治体では執行部が選任した人たちに兼務をお願いしているんですが、そういった形にするのか、羽島市議会は執行部が委任したとしても、全く別の人をお願いするのかどうかというようなことを、本日お話しいただきたいと思えます。

長くなりました。ご協議をよろしくお願いいたします。

後藤國弘議長

今の説明で何かご不明な点はございますか。

佐藤議員	<p>私は前回の全員協議会に出ていないような気がしますので、分からない点もあるので伺いたいんですが、まず票ハラスメントの関係です。</p> <p>私が思っていた「票ハラスメント」のイメージは、「あなたはこんな人だから票をあげません」という意味での票ハラスメントだと思っていました。</p> <p>しかし、この第3条(6)を見ると、「市民から議員または議員になろうとするものに対する第1号から第5号に掲げる行為」ということで、票との関係性が見えてこないんですよ。これは票ハラスメントというよりもむしろ対議員ハラスメントという、「議員または議員になろうとする方へのハラスメント」のほうが。用語としては違うのではないかというのが、まず1点ございます。</p> <p>また、票ハラスメントを規定することもあって、議員に関してはハラスメントをしてはならない禁止規定として定めるけれども、職員と市民は努力規定として定めますというご説明がございました。</p> <p>議員だけ厳しくするのは違和感がございますので、どうしてそういうふうになったのか伺いたいと思いました。</p>
議会総務課員	<p>票ハラスメントに関しては、言葉の定義がまだ曖昧な部分があると思いますので、そこも含めて皆さんで議論していただければいいと思います。</p> <p>投票行動を背景にしたハラスメントという場合もありますし、議員に対する市民からのハラスメントという場合もありますので、そこは柔軟に変えていけると思います。</p> <p>また、「議員だけ厳しい」という話に関しても、そこも決まったものではないので、皆さんで議論して変えるのであれば変えていただければと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>票ハラスメントの定義に関して、ご意見はございますか。</p>
藤川議員	<p>票ハラスメントの定義ですが、議員あるいは議員になろうとする者へのハラスメントということで、このような記載でも意味は通じるかと思います。</p> <p>しかし、「票に絡んでいないのではないか」、「普段の議員活動に対しても含めるのか含めないのか」というところでの指摘だと思います。</p> <p>もし具体化するのであれば、例えば(6)の票ハラスメントの定義のところに、「選挙運動に関し」と付け加えると、</p>

川柳議員	<p>「選挙運動に関連して市民から議員等に対する第1号から第5号に掲げる行為」ということで、票ハラスメントという言葉がより明確に定義されると考えます。</p> <p>「選挙運動」という言葉が適切かどうか分かりませんが、票ハラスメントに関してはそういった意見を持ちます。</p> <p>そもそも論を言うんですが、私は今までずっと日本語を使ってきましたが、「ハラスメント」は「嫌がらせ」のことでしょう。「嫌がらせ防止条例」でいいと思うんですが。</p> <p>10年前までは使ったこともなくて流行り言葉だと思っていたんですが、みんな「〇〇ハラ」と言っています。私は条例というのは日本語で書いていいと思いますし、そもそも私は「ハラスメント」という言葉が嫌いです。</p>
藤川議員	<p>多分、嫌がらせは範囲が広いと思うんですよ。そして、嫌がらせと条例に書いたところで、「どこからどこまでが嫌がらせで…」という話になってきて、余計分かりづらい内容になっていってしまうのではないかと。</p> <p>ハラスメントという言葉が分かりやすいかどうかはまた別ですが、ハラスメントという言葉一つにしてもいろんなハラスメントがあって、より分野を分けて「それぞれの行為がこういう嫌がらせにあたりますよ」ということを区分しているのが、「〇〇ハラスメント」という言葉になっていると思います。</p> <p>例えば、性的指向に関する嫌がらせとか、権力を振りかざして強制させる嫌がらせとか、そういうように書いたとして、それが分かりやすいかどうかというところがまた課題になっていくのではないかと思います。ハラスメントという言葉でいいのではないのでしょうか。</p>
川柳議員	<p>ご説得ありがとうございました。私も心広く持つようにいたします。</p> <p>ただ、市の窓口には「いやがらせ相談窓口」というものがあって、言葉の使い分けが疑問になったので申し上げただけで、この辺を整理したほうがいいと思いました。</p>
議会総務課長	<p>基本的にハラスメントというのは、組織内での権力関係とか職務に関連した嫌がらせという意味合いが強くて、公的に対応されやすいという意味合いがあります。</p> <p>一方、「嫌がらせ」というのは、個人間で日常的に不適切なこと、個人をメインにしたもので、権力とか職場とかそ</p>

川柳議員	<p>ういった立場を利用することとは離れているというのが、嫌がらせとハラスメントの大きな違いという認識で整備しています。</p> <p>ありがとうございます。私も本当によくわからない。例えば「いじめ」というのがハラスメントだと思うんですよね。いじめとか、または嫌がらせとか。</p> <p>「いじめ」というのは「いじめ防止」とかいろいろ言葉使われていると思うのですが、あれはハラスメントという言葉を使わないんですよね。なので、ハラスメントを直訳するとどうなるのかというのは不思議に思っていたので、意見を申し上げました。</p>
後藤國弘議長	<p>第1条にあるように、快適な職場環境を確立するための防止条例ですので、おそらく「いじめ」になると範囲が広がるというか、包括的になるような気がします。</p> <p>ハラスメントという言葉が世間的に定着したかどうかは分からないんですが、いわゆる快適な職場環境を作るための防止条例と理解したらどうかと私自身は思っています。</p> <p>ほかに何かご意見などございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>ハラスメント条例でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>それから、票ハラスメントの定義については、これも包括的に票を絡めた1から5項目までのハラスメントがあった場合と理解したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>ほかに何かございますか。</p>
佐藤議員	<p>ハラスメント対策委員会に関してですが、相談者から委員会を作ってくださいという申し出があったときに作るということですが、事案ごとに作らなきゃいけないように見えます。</p> <p>例えば4人の議員がそれぞれ申し立てをして4つの事案</p>

<p>議会総務課員</p>	<p>が出た場合、4つの委員会が立ち上がるということなので しょうか。</p> <p>まず、案件ごとに立ち上げるのかということに関しては、 例えば委員を最初に決めておいて、その人が加害者になっ てしまった場合は問題があると思うので、案件ごとに委員 会は作ったほうが良いと思いました。</p> <p>複数ということまでは想定してないのですが、委員は6 人以内としていますので、任命する議員が足りなくなると いうことはないと思います。</p>
<p>後藤國弘議長</p>	<p>最大3つはできそうな気がします。</p>
<p>佐藤議員</p>	<p>委員会の名称ですが、被害者が3人いる場合で考えてみ たいと思うんですが、例えばA議員から申し入れられたハ ラスメント対策委員会、そしてB、そしてCからと、3つ 作るということになるのであれば、当然委員会が区別でき るように名称も議論しないといけないと思います。</p> <p>それから人選をどうするのかということに関しても基準 とかポリシーを作っておかないと。例えば与党議員がハラ スメントに遭ってしまったから全員与党から選ぶとか、あ るいはその逆になったときに、公平性がどうなるのかとい う話もありますから、人選をどうするのか。</p> <p>これは3月の全員協議会でも話があったかもしれませんが が、議会として最初に委員会を作ってそこで受けるのか、 それとも外部で受けるのかということところとも関連してい ると思うのですが。私は3月のときは外部機関が最初から 受けるほうが良いという話になっていたような気がしまし た。今の話を聞いている限りでは、まず最初に議会で委員 会を作るということになっています。</p> <p>議会の中で委員会を作るとなれば、当然身内という部分 もありますから、そういったところでどの程度公平にでき るのか疑問ではあるので、そこも伺いたいと思います。</p>
<p>野口議員</p>	<p>本日は条例の中身について協議するんですか。先ほど話 のあった「本日協議していただきたいこと」について話を するんですか。</p> <p>キリがないですよ。第三者相談窓口の設置と、第三者審 査会をどうするのか話し合うんじゃないのですか。</p>
<p>豊島議員</p>	<p>前にも申し上げたんですが公益通報について、これはま</p>

後藤國弘議長	<p>まったく考慮しないということなんでしょうか。</p> <p>それから本日の協議事項についてですが、議会と執行部はまったくの別物だと思っております。</p> <p>本日決めるべきことは第三者委員会と第三者相談窓口の設置についてでありますけども、この条例自体のスケジュール感を皆さんに分かっていただきたいと思いますので、スケジュールをお聞きしたいと思います。</p>
議会総務課員	<p>皆さんに条例案を承認いただいた後に、総務課で条例の内容に問題がないかということを確認してもらいます。</p> <p>その後、票ハラメントを規定して市民に関わるということでパブリックコメントをやります。その後、1ヶ月間のパブリックコメント期間で出てきた意見を条例に反映させるかどうか、皆さんに協議してもらいます。</p> <p>それで条例案が確定したら、上程・採決という流れになるんですが、9月上旬頃にパブリックコメント前の条例案を確定させて、10月にパブリックコメントを実施、11月中に意見を反映させるかどうか協議してもらって、12月定例会で上程・採決という流れです。仮に3月に上程するのであれば全部3ヶ月後ろ倒しという形になります。</p>
後藤國弘議長	<p>今のようなスケジュール感で進んでいるということを確認していただきたいと思います。</p> <p>第三者委員会窓口設置についての話に移りたいと思いますが、まず1点目としては、執行部が設置した窓口を使わせてもらうのか、議会独自で窓口を作るのかについて、どちらがよろしいでしょうか。</p>
栗津議員	<p>公平性がどう保たれるかというのが一番大事だと思うのですが、執行部と一緒に作ると私は理解していたんです。議会単独で作るということで間違いはないですか。</p>
後藤國弘議長	<p>そういう話です。</p>
栗津議員	<p>そうであれば、議会が主導権を握っていかないと。執行部が設置するかしないか関係なく、議会単独で第三者審査会を作るといって、そうじゃないと駄目だと思います。議会が主導権を握るべきです。</p>
藤川議員	<p>第三者委員会は次の議論なので、まず相談窓口について、</p>

	<p>意見を聞いたほうが良いと思います。</p> <p>相談ですので、やはり対応に慣れた方が受け付けられるのが一番良いと思うんですね。したがって、そういった窓口になるように、ということで考えれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>議会単独というよりも、執行部がもし設置するのであれば議会も共通の相談窓口があってもいいのではないかと考えます。そのほうがスムーズに行くのではないかと思います。</p>
野口委員	<p>第三者相談窓口については、藤川委員がおっしゃるとおりだと思いますので、藤川委員の意見に賛同します。</p>
後藤國弘議長	<p>ほかにご意見ございますか。</p>
	<p>[発言する者なし]</p>
後藤國弘議長	<p>まだ執行部がどうするか分からないので何とも言えないとは思いますが、もし執行部が第三者の相談窓口を設置した場合は、市議会としてもそちらを使わせていただくように申し入れる、執行部が「駄目だ」と言ったらこちらで設置しないといけません、そういう形ではよろしいでしょうか。</p>
粟津議員	<p>第三者相談窓口も、執行部に関係なく議会単独で作るべきだと思います。</p>
河崎議員	<p>あくまで相談窓口になりますので、議員だけではなく市民や職員、いろんな方の相談窓口になると思いますので、執行部が設置される場合は合わせて使うのが妥当かと思えます。</p>
堀議員	<p>今は経費の話が問題になっているのかね。よく理解できないんですが。</p>
後藤國弘議長	<p>経費だけの問題ではなくて、最初に相談するのは職員と市民も絡んでくる話なので、いわゆる広い意味での相談窓口として、執行部が設置する相談窓口を使用するのがベストではないかという意味合いです。</p>
議会総務課員	<p>この第三者相談窓口は、市民が相談できる窓口ではなくて、職員と議員、議員ができるかは分かりませんが、職員</p>

議会総務課長	<p>は確実に相談できる窓口ということになります。</p> <p>お金の問題じゃないと言われたらそれまでなんですが、相談がどれぐらいあるか分からないので、例えば相談が1件とか0件でも年60万円ほど払わないといけないというところもあります。</p> <p>それを市民に説明する責任もありますので、そういったことも全て含めた上で考えていただきたいというところは、事務局からのお願いとなります。</p>
議会総務課員	<p>川越市の場合は、3箇所設置して4年間で8件の相談があったと。川越市は岐阜市と同じぐらいの規模で、職員数は羽島市の8倍ほどあります。単純計算すると、羽島市の場合は4年間で1件、第三者相談窓口には相談がある計算になります。</p> <p>しかも、その1件というのは市全体のハラスメントで、議員が関係する部分だけじゃないです。議員が関係する部分は先ほど申し上げたとおり、その1件の100分の1です。</p> <p>したがって、第三者相談窓口には相談されるケースというのは相当少ないと推測されます。何千万円もかけて20年ぐらいやって1件相談があるかどうか、そういう費用対効果であることはご理解いただきたいと思います。</p>
佐藤議員	<p>ハラスメント相談窓口というのは常設は必要で、結局、弁護士法人等との契約次第かもしれませんが、相談が何も無いのに費用が毎月かかるということにはならないと思うんですが、どうでしょうか。</p>
議会総務課員	<p>近隣市の場合は年間66万円かかるということで、この66万円は毎月5時間の相談を受けた場合という根拠があります。</p> <p>これは歩合ではなく、5時間に満たなくても66万円は絶対に払う、5時間を超えたら追加でさらに払うということになってますので、ある種の顧問料だと思います。相談がなかったとしてもお金はかかるということはあります。</p>
佐藤議員	<p>弁護士法人との契約はあくまでも個別に交渉ができるものなので、近隣市は確かにそういったお金の支払い方をなさっておりますけれども、一つの参考事例に過ぎませんので、もう少しお安くやっていただける方もいらっしゃるかなと思います。その辺も費用面の前提に含めてご協議いた</p>

	<p>だいたらいいと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>佐藤委員の意見としては、執行部が設置する窓口は使用しなくて、議会は議会で独自で窓口を設置しようということですか。</p>
佐藤議員	<p>どちらかという、議会は議会で設置する窓口でもいいと私自身は思っております。費用に関しては、これよりは安価な金額で実際にはできるのではないかと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>相談窓口について、議会で設置するか、もし執行部が設置する場合それを使わせてもらうか、この2つでまず決めたいと思います。</p>
佐藤議員	<p>個人情報管理に関しては取り決めが必要だと思うんですけど、執行部が設置する相談窓口を利用させてもらう場合、どのように守秘義務の関係を考えるのか、整理しておかないと、相談内容が筒抜けになっていく事例もあります。</p>
栗津議員	<p>議会在主導権を握って、執行部に逆に使わせるくらいじゃないと。</p> <p>〔「それを今から決めるんです」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>多数決によって決めてよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>第三者相談窓口の設置について、仮に執行部が窓口を設置した場合、それを使わせてもらうということに賛成の方。</p> <p>〔挙手多数〕</p>
後藤國弘議長	<p>賛成多数ですので、執行部との協議の上になろうかと思いますが、とりあえず第一の方針としてはそういう方向で行きたいと思います。</p> <p>次に、第三者審査会についてです。まず、人選は弁護士や学者、人権擁護委員などを候補としてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

後藤國弘議長	<p>それでは、人選については弁護士や学者、人権擁護委員などを候補としたいと思います。</p> <p>2点目、日当については、相手方がいることなのでなかなか決められないと思いますが、大体日当については1万3,600円という数字が上がっています。これで交渉していくというような形になると思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
議会総務課員	<p>日額1万3,600円で、1時間を超えた場合は1万1,000円ずつプラスで払っていくという形です。弁護士が30分5,500円の相談料を取りますので、1時間ならその倍の1万1,000円ぐらい払わないと受けていただけないのかなと思っております。</p>
後藤國弘議長	<p>この金額については決定ではないので、またその都度決めていけばいいというか、相手方がいることですので、そういう形になろうかと思います。</p> <p>3点目として、執行部も同様に第三者審査委員を選任する場合、兼務をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
粟津議員	<p>何が大事といったら公平性です。議会が執行部を握るべきです。</p>
南谷清司議員	<p>第三者委員会はその都度設置ということで常設ではないんですよね。執行部と兼務するというのは、同じ委員がたまたま兼任すると、そういう話なのかな。</p>
議会総務課員	<p>非常勤特別職として2年間任命します。ケースが起きたら任命するわけじゃなくて、最初に決めておくんです。議員で構成する対策委員会はその都度ですけど、第三者は決めておくということになります。</p>
藤川委員	<p>この第三者委員会の選任について、論点がいくつか出てきたと思うのですが、あらかじめ選任しておいたほうがいいのか、事案が発生した際に弁護士と学者と人権擁護委員から選んだほうがいいのかということと、多分やり方は分かれると思うんです。</p> <p>当然決めておいたほうがスムーズに委員会の審査が始まることになろうかと思います。ただその場合、案件があろうとなかろうと費用が発生するのかどうかということも確</p>

	<p>認したいです。</p> <p>その都度委員を選任するという話になると、岐南町の例でもあったと思うんですけど、事案が起こってから誰を審査委員にするんだというところで、そこで時間がかかることになるんじゃないかと思います。</p> <p>あらかじめ決めておいたほうがいいとは思いますが、その場合の費用を確認したいです。</p>
議会総務課員	<p>費用は条例に書く金額だけです。1万3,600円と決めたらそれ以上は払えないです。</p> <p>また、日額は出動しないとお支払いしない形で考えています。</p>
後藤國弘議長	<p>第三者委員会の委員の選任について、これをあらかじめ、議会もしくは執行部が最初から委員を選任しておくというやり方ですね。報酬は事案が発生した時点でお支払いするという形という理解でよろしいですか。</p>
議会総務課員	<p>そうなります。</p>
藤川議員	<p>そういうことであれば、条例を作るという方向で動いていますので、羽島市議会として委員をあらかじめ選任しておくほうがいいのではないかと思います。</p> <p>執行部が条例を作った場合、羽島市議会が選任する委員と同じ委員にすると執行部が判断するかもしれませんが、また別の委員を選ぶかもしれませんが、羽島市議会としてあらかじめ選任しておけば、それは議会としてスピーディに動けることになると思いますので、議会としてあらかじめ選任しておけばいいのではないかと考えます。</p>
佐藤議員	<p>議会独自であらかじめ選任するのには賛成ですが、兼務を認めるというのは、やはり個別の事案で被害者が情報を出さないという基本的な考え方に基づくならば、兼務は問題があるというのが私の考え方です。</p>
後藤國弘議長	<p>事案に関してではなくて、第三者委員会というものをあらかじめ作るか作らないかということですので、それを議会として誰を選任しておくのかおかないのかということですので。</p> <p>それでは、第三者審査会についてのメンバーについてはあらかじめ議会で選任するという方向性でよろしいです</p>

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

その方向でお願いします。2点決まりましたので、ハラスメント条例はこの程度で終わりにします。

次に、その他の協議事項について申し上げます。先日、市民の方が「議員バッジをいただきました」という内容の記事を SNS へ投稿されました。皆様ご承知のとおり、羽島市議会議員き章規程がございます。そこには「議員は、議員き章を他人に譲渡し、または貸与してはならない」という規定がございます。

その市民は羽島市の方です。この中にはいないとは思いますが、もしいらっしゃるのであれば申し出ていただきたいと考えます。この規程については、皆様自身が十分に共有し、今後このようなことが決してないように心掛けていただきたいと思えます。

近藤議員

この件に関して、私も日付をはっきりと覚えていないのですが、5月28日の午後だったでしょうか、CBCテレビ局の「オチ」という記者がわざわざ私の自宅までお見えになり、この件について取材を受けました。

話を聞いたところ、バッジの件で様々な質問を受けました。まるで大事件であるかのように取材にお見えになったので、私も驚きました。

私も SNS に投稿された記事を見ました。長年議員をされている方からバッジをいただいたというようなニュアンスの記事でした。そして、このバッジを糧にしたいというような文章が掲載されているのを確認いたしました。ただし、取材を受けてからすぐに本人が削除されたようで、現在は確認できません。

CBC の記者がまるで大事件であるかのように扱っていました。おそらく CBC の記者は、誰かから「これは大事件になりますよ」というニュアンスで、「近藤議員のところへ行って取材をしなさい」と指示されたんだと思えます。その記者のニュアンスからすると。

私は何ら問題がないと考えます。過去にはある先輩議員が、私に対して「このバッジは自分一人で得られたバッジではなく、後援会の幹部の方々にも世話になった」という思いから、後援会の幹部の方に議員バッジをあげたという事例がありました。これは羽島市の話ですが、後援会の皆

様に世話になったという思いでバッジをあげたことは問題ないと考えます。

議員バッジの規程には「第三者に与えてはならない」とは書いてありますが、罰則に関する規程が何も定められていないようです。したがって、問題のない事柄を大事件であるかのように取り上げています。

さらに、私は議会運営委員会に入っていないませんが、議会運営委員会でも取り上げられたことは大変疑問です。どなたが提案されたか分かりませんが、問題のない事柄を問題があるかのように扱い、わざわざ私の自宅まで取材に来ました。

また、私の取材の後、別の議員のところにも取材に行くと、はっきり記者は実名を挙げられました。なぜ私とその議員の名前だけが上がっているのか、これには大変疑問を感じています。

私は CBC の記者にも話しましたが、私はその市民とは面識はありますが、彼に議員バッジをあげるという発想は全くありませんでしたので、大変不思議に思っております。

とにかく、わざわざ CBC がその程度の事柄で、突然自宅まで取材に来たこと、議会運営委員会で提案があったことは、どういう思いでなぜそのようなことがなされているのか、大変疑問に思っています。

議長、長々と申し上げましたが、バッジを与えることはいけないと規程に書いてありますが、それが報道されるほど大きな事件になるようなことでは決してないと考えております。私はバッジを渡していませんので、よろしく願いいたします。

堀議員

今、近藤議員が言及された「もう 1 人」というのは私です。近藤議員のところへ行ったら、すぐに私の家へ来られました。記者は「市民にバッジを渡したのは堀議員ですか」と尋ねました。私は「私ではありません。全くそんなこと知りません」と答えたところ、すぐに帰られました。これが 5 月 29 日のことです。その後…

後藤國弘議長

お待ちください。ここで「誰がどうのこうの」という話をするつもりはなくて、この中にバッジを渡した人がいなければそれで結構です。

先ほど近藤議員が言われた件について、軽く見ないでいただきたいんですが、このバッジを一般の人がもらって、バッジを利用して何らかの行為をする事態は絶対にあつて

堀議員	<p>はならないことです。</p> <p>規程がありますので、皆さん認識してくださいという話で、この議論は終わりたいと思います。</p> <p>その後、30日に岐阜新聞から電話がありました。岐阜新聞の話では、「堀議員じゃないんですか」というようなことも言われました。そして、議会運営委員会でこのことが問題になったということを知りました。このようなことが議会運営委員会で問題になるというのは…</p>
後藤國弘議長	<p>議会運営委員会では問題になっていないです。</p>
佐藤議員	<p>議員バッジにつきましては全国共通のものであると私は認識しておりまして、現在、フリーマーケットサイトで2,500円でどなたかが売りに出していることを確認できる状況でございます。</p> <p>これは、発送地域が埼玉県とのことですから、例えば埼玉県で市民がこの販売されているバッジを買ってしまい、それを自宅に持っていると言って、貸し出すなどという事態は起こり得るものです。</p> <p>したがって、このバッジの議論としては、一般的な注意喚起として「そういったことはしないでください」という話で終わりにしていただきたいと思います。</p>
野口議員	<p>まず、各報道機関の取材方法に対して、全員協議会でとやかく言うべきことではないと思います。</p> <p>それと、議会運営委員会で特定の委員が問題があるかのような発言をされた、といった決めつけはよくないと思います。きちんと事実を確認した上で話をすべきです。</p> <p>私の記憶では、バッジについてどういうルールがあるのか、確認も含めての話があったと思います。議長がしっかりとルールを示して話されましたので、議長の判断には何も問題はないと思います。</p>
川柳議員	<p>私の発言でこの議論は終わると思いますが、その市民から、誰からバッジをもらったのか聞きましたが、この18人の議員の中にはいません。羽島市以外の議員です。</p>
藤川議員	<p>これまでの話の中で、議員バッジを他人に譲渡することは問題ではないという話もありました。全く問題ないことを取り上げるのはいかかなものか、という意見もありまし</p>

たが、令和6年5月に議員で話し合っこの規程を作っています。

この規程がある以上、他人にバッジを譲渡することはいけないことなのだと全員が認識しなければなりません。もし今後そのようなことがあったら、それは大きな問題であるということを全員が認識しなければならないと考えます。問題がないということは絶対にありませんので、それだけは全員が確認するべきだと思います。

後藤國弘議長

今回の事案に関しては、皆様に改めて自覚していただければと思います。これは紛失の場合も同様ですので、紛失された場合は速やかに届け出をしていただきたいと思います。この話は以上で終わります。

そのほか、何かございますか。

野口議員

先日、議案詳細説明で意見書について少しお話をさせていただきましたが、皆様から多くのご意見をいただき、嬉しく思っております。皆様のご意見を踏まえ修正しましたので、説明いたします

まず、ガソリン税の暫定税率については、国で様々な動きがあり、今朝から衆議院で財務金融委員会が開催されており、どうなるか分かりませんが、ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書を提出する方向で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目のワシントン条約に関する件、ウナギの関係ですが、「結局何が言いたいのか」というご意見がありました。言いたいことは、ワシントン条約の附属書IIに記載されてしまうと、ウナギの流通量が減ってしまうため、ウナギを提供する飲食店の方々にとっても商売上よろしくない、ということです。これがこの意見書を提出させていただく理由の1つであります。

当初2つ出す予定でしたが、1つにまとめて作り直しました。内容に変更はございません。これも予定どおり提出させていただきます。

3つ目は、意見書の意見書です。これには変更点はございません。提出理由としては、地方議会から提出された意見書を関係省庁はもっとしっかりと検討し、政策立案に結びつけてほしいという意見書になっています。

そして最後はお米に関する意見書です。当初、一週間のスーパーの平均価格などの数字を記載していましたが、変更するのが煩雑になるため、削除いたしました。確かに価

格は下がってはいますが、まだ高いままです。内容に変更はございません。数字を削除しただけで、趣旨は当初から変わっていません。

この提案に対して「項目を一つ付け加えてほしい」というご意見がありました。当初7項目でしたが8項目になりました。追加されたのは6つ目の部分です。「今後の米の生産販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細かな情報提供を行うこと」という内容が追加になりました。

ということで、私が自由民主党の人間だから、このような意見書を出していいのかというご意見もいただいておりますが、27日の最終日に提出させていただきたいと思っております。この全員協議会が終わり次第、昼休み中にご署名をいただければと思います。ご賛同いただける方は、ぜひご署名をよろしく願いいたします。お米に関する意見書のみにご賛同いただける方でも結構です。

花村議員

議長にお尋ねしたいことがあります。議会運営委員会の委員の人選について、私自身、理解できない点があり、どういうお考えで人選されたのかということです。

現在、清風クラブからお二人が選出されています。従来は会派の人数が多いところから一人ずつ選出するという紳士協定のような形で選出が行われていたにもかかわらず、今回は旧清和会の方々に偏った議会運営委員会のメンバー構成になっていることに大変疑問を感じています。どうしてこのような人選をされたのか、議長にお伺いいたします。

後藤國弘議長

議員運営委員の選任に関しては、基本的には各常任委員会の委員長を中心に人選しました。

私が委員長になってほしいと思っていた方に就任していただいたという意味合いです。

〔「委員長は議長が委員を任命した後に選挙で選ばれるんだろう」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

ほとんど指名で行われますし、私が想定していた委員長を議会運営委員会の委員に選任しました。

花村議員

常任委員会の委員長から選任したということですか。

後藤國弘議長	<p>議会運営がスムーズに進むと考え、そのように選ばせていただきました。会派の配分は度外視して、このような形にさせていただきました。一部、私の想定していた委員長とは違う方が委員長になった部分もありますが、大体、各常任委員会の委員長さんを中心に議会運営委員会へ選任されたと思います。</p>
花村議員	<p>議会運営委員会は議会の運営を決める場ですから、できる限り多様な会派が参加すべきだという意見を申し上げます。</p>
後藤國弘議長	<p>承りました。ほかに何かございますか。</p>
近藤議員	<p>羽島温泉について、レジオネラ菌が検出されたということで、市民の方から大変心配の声をいただいております。</p> <p>この関係の文書について市から発出されていますが、その宛名が「関係者各位」となっていました。発信元が羽島市地域振興公社となっており、問い合わせ先として地域振興公社の担当者と高齢福祉課長の名前が記載されています。</p> <p>この文章が悪いと言っているわけではありませんが、議員に地域振興公社のような外部団体から直接「関係者各位」という文章が送られてくることに疑問を感じています。</p> <p>どこへ質問したらいいのか分かりませんし、新聞紙上でも取り上げられている事柄です。しかも市民、特に高齢者の利用が多い施設ですが、議員が市民から直接聞かれても、分からない部分があります。</p> <p>一般の市民には地域振興公社が管理しているとか、そういう難しいことはなかなか理解していただけません。市役所も関わっている事柄であると市民は認識しますので、できれば新聞紙上で報道されるようなことは担当者がこの場に来て、きちんと説明をしていただき、我々の質問に答えていただきたいと思います。議長には是非ともそのような機会を設けていただきたいと思います。</p> <p>また、先日、新聞紙上の市長の動静で、追加議案の打合せがあったということがございました。追加議案がありそのような場合、議長は聞いていますよね。</p>
後藤國弘議長	<p>まだ何も聞いておりません。</p>

近藤議員	<p>ルール上は間違っていないと思いますが、議長に「こういうことを提案したい」という報告があってから、新聞に載せるべきです。議長は知らないということですので、議長に対して、「こういうことを提案する予定がありますよ」ということで了解を得てから、新聞紙上に載せていただくように要望としておきます。</p>
後藤國弘議長	<p>打合せをただけで、追加があるかどうかはまだ分からない状況ではないでしょうか。おそらく追加があれば事前に連絡はあると思います。ほかにございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>以上で全員協議会を終了します。お疲れ様でした</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 0 時 20 分】</p>